

「いしかわ健康経営宣言企業」ロゴマーク使用基準

石川県（以下、「県」という。）において作成した、「いしかわ健康経営宣言企業」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1条 ロゴマークは、県内企業等における健康経営の更なる推進を図ることを目的とする。

（ロゴマークの使用）

第2条 ロゴマークは、県が使用するほか、「いしかわ健康経営宣言企業」に認定された企業、団体等が、ポスター、チラシ、パンフレット、名刺等の印刷物やホームページ等に使用できるものとする。

（表示）

第3条 ロゴマークの表示は、別に定めるロゴマーク使用ガイドラインのとおりとする。

（使用料）

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第5条 ロゴマークの表示に関する事故、苦情等が発生した場合は、ロゴマーク使用者が誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講ずるものとし、県はその責めを負わないものとする。

（適正使用の確保）

第6条 県は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができるものとする。

(使用の中止)

第7条 県は、ロゴマーク使用者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、ロゴマークの使用を中止させるものとする。ロゴマークの使用の中止により直接又は間接に生じた損害については、当該使用者が自ら負担するものとする。

- (1) 第2条の規定による要件を満たさなくなった場合
- (2) 第3条により定めるガイドラインの規定に反して表示した場合
- (3) 第5条の規定による必要な措置を講じなかった場合
- (4) 県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる場合
- (5) 主として特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとする場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
- (7) その他、県が不適当な使用と判断する場合

(ロゴマークに関する権限)

第8条 ロゴマークに関する一切の権限は、県に帰属するものとする。

(その他)

第9条 ロゴマーク使用者は、この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用にあたり疑義が生じた事項については、適宜、県と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附則

この使用基準は、令和5年3月20日から施行する。